

# 一統

(明治三十年二月廿四日 第三編 第一號) (明治三十年九月廿五日發行 第一號) (明治三十年二月廿四日 第三編 第一號) (明治三十年九月廿五日發行 第一號)

- 信仰と道徳の調和 今成 乾 稿
- ▲如來の福音 教文會 稿
- 大なる戦信 紀野 俊 稿
- ▲專門講習會拾談 二 稿
- 日什大正師傳 稿
- ▲盛岡通信 稿
- 秋の詩 稿
- ▲別號よりの主要な目録 稿
- 積習語録 影山 謙 二 稿
- ▲各地報告 稿
- 公徳を教ふるは獨我宗のみ 稿
- ▲本勝達劣假名書 稿
- ▲廣告 稿
- ▲常樂院日録 稿

## 佛旗六金色調進所

|       |       |      |          |
|-------|-------|------|----------|
| 御寺院御幕 | 佛旗六金色 | 調進所  | 六金色價表    |
| 種形別   | 並品製   | 上品製  | 新友仙本友仙染抜 |
| 在家用   | 廿二錢   | 廿八錢  | 卅五錢      |
| 寺院用   | 四十三錢  | 五十錢  | 五十五錢     |
| 同極大   | 七十五錢  | 八十八錢 | 〇        |
|       |       |      | 二圓二十錢    |

右外別大特大最大數種 ●國旗本友仙染抜四十五錢  
御寺院用御幕 ●唐縮緬紫幕 ●天竺木綿及五郎丸白幕  
京都市油小路魚棚南 吳服商 高橋正意  
御木山御用調進所 (電話) 二千二百八十七番

## 團告

一金壹圓也 東京市牛込原町久成寺住職 田井 日晃殿  
一金貳圓五十錢 東京市淺草區榮久町十番地 涌井吉太郎殿  
右本誌基本金の中へ御寄附相成正に領収候也  
八月二十五日 統一團

## 御斷り

記事の都合に依り特に本號限り廿五日發行とし次號よりは從前の通り十五日に發行可仕候  
卅六年八月 統一編輯部

一本誌代金不納の諸君は至急御送金ヲ乞  
一雜誌交換、寄稿共移轉先へ願升

一本誌は毎月一回十五日を以て發行期日とす  
一本誌は一冊八錢十二冊前金八十六錢廿四冊前金一圓七十錢郵券代用は一割増但五厘切手を其とす  
一諸讀申込の節は住所姓名を附書にて認めらるべし  
一爲替局は淺草區北松山町として御振込の事  
一本誌は別に領收書を發せず但し領收證を要する向は返信料を封入すべし或は爲替振込の節携渡濟通知料貳錢を振出郵便局へ納付すべし  
一廣告料は五錢活字廿七字詰每一行金八錢なり

明治卅六年八月廿五日印刷發行

發行人 井村 恂也  
編輯人 山根 顯道  
印刷所 鈴木 暉學  
北澤活版所

發行所 東京市淺草區南松山町四十五番地  
統一團

# 如來の福音

教文會某詠

あなわはれなの衆生やな  
 汝れの火宅の思ひある  
 我この土地かたらなん  
 『樂しき園のうちにして  
 堂閣の莊嚴れるは實なり  
 うの樹の花は麗はしく  
 天人の樂は妙にして  
 曼陀羅の華の降るさまは  
 蝶かちりしく櫻花』  
 われが淨土はかくありて

衆生の遊樂にかなへるに  
 己が迷の心より  
 惡業の縁にひかされつ  
 安きを憂しと見しぞよな  
 汝たち子等よ、我慈悲は  
 救はん爲に何にして  
 種々の法をば説ことの  
 我と等しく安らかに  
 樂しき清き淨土をば  
 得させん爲の聲音なるよ。

## 統一主義

### 道德と信仰の調和

今成乾道

#### 第一回

##### 予が二人の知己

予の友人に道德高き一人あり、この人品方正、父母に事へて孝、夫婦睦ましく而も子供を慈しむの心深かり、去る程なれど兄弟の間柄も親和し、朋友との交際も信切にて、其忠君愛國の情の優れたる所、公共事業に熱心なる邊より考ふるに、凡そ人間としては極めて完全なるものなりき、去るにこの人は意外にも佛法を嫌忌し信仰なぞ、云ふ觀念を夢にも有せず、偶々信心を勤める人のある場合、敢て逆ふ譯にはあらざれども、たゞ馬耳東風と聞流し一笑に附しざること、せりこの道德家は予の如き僧侶と親密なる交際を辞せざるは不思議の感ありと雖、开は予が人は人たるの道を行はざる可らざる由を常に演説等に爲すを以て自然に意氣投すが故なり。又予の友人に信仰厚き一人あり、この人は一心不乱に御本尊

(1)

第二回

に向つて題目を唱へ、信心の爲ならば財産も生命も如何なるものをも犠牲に供せんと云ふほどの信心者にして、容易に得がたきものにてありき、併しこの人は行儀作法等に少の頓着あるなく、衛生等の事眼中更にあることなし、隨て一家團樂の樂みも社會事業や國家問題杯は更に念頭に置かざるのにてありしなり、この人何故に予と親密であるかと云ふに、予は常に信仰は人の生命なりと云へる説教をするを以てなり、予は斯の如く幸に道德家と信仰家と二人の友人を持てり、予は道德家には道德の方面にて交際を致し、又信仰家は信仰の方面にて交際を致して居りしかば、双方に對して幸に平和を持續するを得て決して紛争を生ずることを爲さざりし、併し只残念に思ひ居たりしは道德家は信仰家と交際を欲せず、信仰家は道德家を排斥し、互に顔を見るとも厭ふ様なる一事なり、故に予も能ふべくは良法を探りて双方の衝突を調和し、永遠に親睦ならしめんと希望は數年間苦辛して居たりし處なりしに、一日偶然にも予の居宅を訪問するものあるを以て何人ならんかと應接に出でたるに、時なる哉平素反目し居たりし二人の知己が互に憤慨の色を顯はし門口に停立せる也、予思らく是れ相方が日頃衝突せる議論を聞はさん爲に、予の判断を待つ爲に來れるならん道は早くも予が胸中に湧きし所の臆測なりし

道徳家と信仰家の激論

道徳家先づ曰、人は人の道を実行するを以てよしとす、人にして人の道を完全に實行せんか之れ完全なる人なり、人として完全ならば人生の義務更に間然すへきなし、人は人として満足するを以て真理とす、若し人にして人道以外に思想を運はんか之れ迷ひなり、人多く人の道を守る能はず、故に聖人之を行はしめんか爲に方便を以て人道以外の説をなし、知らず識らざるの間に之を行はしめんとの意志に外ならず、故に宗教は常識なく愚夫愚婦を導く手段の爲に必要なり、我等人道を解し之を實行せんと期すもの、爲には無用の長物なり、然るに人之を知らず方便の信仰に熱着して目的の人道を忘却す、故に信仰も亦有害無益ならずやと、  
茲に於て信仰家は満面朱と注ぎ駁して曰、人は人として満足すへしとの議論は、片輪は片輪として満足すへし、貧民は富者とならんとするは迷なりと云ふ如く、元來不完全なる人間を以て満足し、醒生夢死するを甘するか如きは至愚の極なり、片輪は醫藥の手術によりて壯健とならざるへからず、貧者は勤儉によりて富者とならざるへからず、不完全なる人間は完全なる佛陀とならざるへからず、佛陀の道は唯妙法信仰の一念にあり、妙法は一切功德萬善萬徳を包む、妙法を信ずるときは一切の義務を放棄するも更に不可なし、猶大船に小石を積むも船の沈没せざるか如く、人間道徳の如きは決して重さ

をれくに足らず、成佛は目的なり、道徳は方便なり、區々世道に著して信仰を罵詈雑言し、以て自ら高しとするか如きは破法法の罪人なりと唱破せり、  
甲論乙駁益々甚しく、道徳家は人道の如何を忘却して益々信仰家を熱罵し、信仰家信仰の光明を滅して修羅の忘執となりたり、是に於て予か常に兩者を調停せんと希望は今や全、望なきに至らんとして、予は遂に諸君は何の爲に生命を欲するかの疑問を提唱するに至る

第三回

兩君の問答

道徳家は直に答て曰、衣食住を欲するか爲なり、妻子を養はんか爲なり、父母に孝養を盡さんか爲なり、盡忠報國の大義を果さんか爲なり、公利公益をなさんか爲なり、正義博愛を全せんか爲なり、之を約言せば人の人たる本分と全せんか爲に生命を欲するなりと、  
信仰家は又反對して曰、人は生命ありてこそ衣食住の必要も生ずるなり、若し生命なくんば衣食住何にかせん、然るに衣食住の爲に生命を欲せば生命を機械視するものにして、既に一命の存在すら認めざるに非ずや、妻子は愛すへきものなるも自己の妻子に非ずや、自己と云自覺心を離れては妻子の愛すへき立脚地なきものなり、然るに妻子を養はんか爲に生命を欲すせば、妻子あさものは如何自殺すへきか、畢竟かく

の如き議論は妻子の奴隷に過ぎざるなり、父母は吾を生み、我を哺育し給へるを以て孝養大切なるは異議なしとするも、人は孝を盡さんか爲にこの世に生れたりと云ふへからず、若し然らずとせば父母夫れ自身の便益に供せん爲に子を生むと云はざるを得ず、國王は國家萬民を統治し給ふ以て大恩あるに於て疑を容れずと雖も、但に忠を盡さんか爲に生命を屠するとは國王の奴隷に過ぎず、公利公益と云ひ正義博愛と云ひ自己生存の根本問題の爲には何の價値とも認むる能はず、人世上に播まれる一切關係を絶ち心靈界に於ける秘密藏を開を以て、始めて生命の貴重なるを知るに足らん、之を要するに生命ありて始めて靈界の光明に接するを得るか故に生命を欲するなりと、二者氷炭相容れざる、天壤も當ならざるに至る、

第四回

兩君に對する反詰

予か兩者の衝突に對し調和すへき所信を發表する機至れるを信し、予は先づ兩者に問て曰、予は兩君と極めて親密なる交際を爲せり、而して予終身諸君と離れざらんことを欲す然れども兩君は予を狂者となすか如きとありては信友を以て交際する能はず、先づ兩君の信任と問はん、奇快なる言を發したり、然るに兩君は同時に答て曰法師を狂者と思はざればこそ交際を欲するなりと、予更に問て曰、兩君の予に交はる所以

のもの如何と、道徳家曰貴師は常に人道と重する旨を説くを以てなり、信仰家は貴師は信仰の生命なるを教ゆるを以てなりと、予曰兩君の予と交はる其の道異なり、道徳家は人道を以てし、信仰家は佛道を以てす、而して兩君議論相合はず、然も予か精神は道徳と信仰の兩面あるも衝突せざるのみならず、益々精神の平和を得るに至れり、若し夫れ道徳信仰本來相合はずとせば、予か精神に於ては一方を捨て一方を取るが常識あるもの、自然の理なり、予は二者を容れて衝突せざるは精神の系統に於て狂者と云はざるを得ず、然るに兩君假に予に答ふるに狂者にあらすやと云ふ、然らば兩君の論難する率、狂者にあらざるか反省を要めたり、兩君互に恥づる處あるもの、如く大に予の説を聴かんとするもの、如し

(未完)

賦情

五峰

觀花公事訂吟風 詩酒三春遺世情  
學種由來名利外 掃榻風月屬先生

大なる哉信

金澤 紀野 俊 耀

信とは何ぞや至誠至實にして忘想憶念を離れて疑ふなく惑ふなきを云ふ也孔子人道を説く尙信を以て實踐の基礎とせり若し夫れ人として一日の信なけむか是れ己に其れか本領を失墜せる者なるや明か也

現に社會の政治家文學家新聞記者教育家宗教家の到る處無主無節操無氣力阿世濫靡沒德賄賂姑息等のあらゆる醜惡なる文字を連ねて非難せらるゝ所以の者皆悉く「信」の欠令に基因せずんばならず

普通會社の信を失へる既に如斯の惡果を現見す况むや成佛得道の大道に於て豈信なくして可ならむや

故に大經には「是菩提因雖復無量若説信心則已攝盡」と大智度論には「佛法の大海には信を能入となす頭を剃り衣を染むるとも若し信なくんば此の人我が法海の中に入ること能はず枯樹の果實を生せざるか如く沙門の果を得ず頭を剃り衣を染め能く難と能く答ふると雖も佛法の中に於て空ふして所得なし」と

爾前の權經權論尙信を慈愍する已に如斯况むや法華醍醐の眞道信念受持を以て宗是とする聖祖門下に於てをや夜半靜かに思をひそむ門下幾多の僧迦諸氏皆悉く如上の「信」ありやあゝ思ひ半ばに過る者あるを如何せむ

如何に才秀で學高く文壇に立つて群衆の高名を博するも論議を上下して智者學匠と尊重さるゝも若し夫れ信なくんば此れ皆空論のみ卓子の奇言を此れ事とする似而非文士のみ

亦如何に折伏を絶呼し四ヶ格言を怒號するも信なけんか是れ惡言のみ罵詈のみ車夫一輩の爭語と何の譯ふ所かあらむ知らずや聖祖滅後六百二十余年間社會幾多の人士が壯烈なる折伏門を以て「日蓮が慈悲廣大ならば」と云ひ「鳥は鳴けども涙出でず日蓮は泣かねども涙ひまなし」と云へる大慈悲の源泉よりあふれ出でたる哀愍の大慈悲なる事を知らしめざるの罪は是等狂犬の折伏論者にあらずして亦誰をか罪せむ

又譬へ既に綾羅を纏ひ錦繡紅紫燦として人目を驚かすとも若し夫れ信なくんば此れ袈裟を帶せる偶像のみ法衣をもて覆ふたる畜生のみ余が斯く論斷するも敢て過言醜評にあらざるを信して疑はざる者もなるとなれば「一天四海皆皈妙法」と呼び給ひし廣布の大願を成辨せざらしむるの大罪は獨り此種の畜盜法師に飯せざらむと欲するも夫れ得べけむや聖祖是等の徒を叱咤して曰く

適々出家せる者の學佛法不責謗法者徒遊戯雜談

のみして明し暮さん者は法師の皮を著たる畜生也法師の名を借りて世を渡り身を助くと雖も法師と成る義は一もなし法師と云へる名字を盜めたる盗人も可耻可恐と

門下僧衆にして此の責を免るゝ者夫れ幾人かある肺に徹し肝に銘じて忘却する事勿れ

頃日聞く聖祖門下期成同盟會が聖祖靈前に十七ヶ條の決議案の實行を誓ひたるにもかゝらず未だ一の成效を見ず却てかよわき學生が手に依て開かれたる専門夏期講習會は同盟會の手にうつされたる初年に於て遂に不開に終らむとすと云へる奇怪なる説を耳にす

あゝ靜かに思ふてこゝに至れば期成同盟會の多數の士口に統一を賛し筆に統一を論議するも未だ派別の妄念の脱却せざる歎と疑はすんばあらず余が懐ける此の疑問の當否に關せず如何に辨疏するも到底不惜身命の大信念なきが故也との論斷に服せざるを得ざる也

靜かに往事を追懐するに我が統一團が結團の當時多くの門下機關雜誌は種々の言辭を弄して統一の聖業を否定せるを記憶せり然るに今や社會の風潮は是等否統一論者の頑迷を容れず已むなく賛同の聲を擧るも尙至誠「信」を以て統一を成滿せしむるの大覺悟なき故を以て遂に這般の如き非難の聲を聞くに至りしに非ざるなきか

あゝ余輩は俗の爲に信を説くの筆を以て今や堂々たる僧衆に

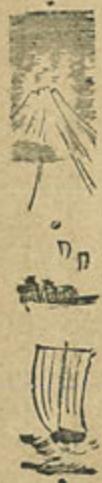
向つて勸信するの已むを得ざるに至らしむ亦悲むべきの極みならずや

翼くは門下有數の高諸氏勇猛精進の大信念を起して統一の聖業を身讀せられし事を

異體異心なれば諸事成せん事難し日蓮が「類異體同心なれば人々少なく候へども大事を成じて一定法華經弘まりなると覺へ候

凜乎たる聖訓誠諦之語善思念之若し夫れ如上聖語の大覺悟に安住しなべての事業に向て名利を捨て新たに「信」の生命を捧げよ決議案實行の如き夫れ易々たるのみ况んや聖祖の知見照覽し給ふに於てをや

若し尙派別の網中を出でず本化出興の大綱を闕却し中古の情弊を墨守し蠢動之れ甘んじ統一の聖業に信伏せざるあらむ乎是れ法山の綠林佛海の白浪背祖違訓の獅吼ならむのみ余門下の大勢を見嗟嘆措く能はず乳臭を顧みず所信を述ぶる所以也此の外門下檀信の士に少しく示す所あらむと欲するも紙面限りあれば筆視清めてまみるむ哉



日什大正師傳

松尾忍水述

第一回 緒言

關田佛城師の『日蓮大聖人』が頗る好評であつて、同人ども  
密に喜んでおります、ところが日什大正師の傳記が知りた  
いから統一に載せて呉る譯にはゆくまいかといふやうなお書  
翰が昨年以來團の方へしばしば参ることにて中には大正師の  
傳記が發刊をれば書名だけでも知らして呉るか、それがあ  
れば其傳統一へ掲げて呉とか色々申込みが有ります、で同  
人でも論者諸君の御便利を計りたいものだと思つて手廻して  
見ましたが、どうも日蓮上人の著述にして日鑑上人の校訂せ  
られたるもの他は、之ぞと云ふべき著書が無のであり  
ますから、之をと思ひましたが此書も實は少し六かしい所  
に加へて餘りに省略すぎでありますので、願くば今少し容易  
くして詳細きものと思ひますところから、菲力ながら不肖  
が今月からマーお講演をされると云ふ拙稿に毎號本誌へ掲ぐる  
こと、致しました、處が高祖の傳記としましては化導記、別

頭佛祖統記、本化高祖一代記、別頭高祖傳、高祖年譜及攷異、  
註書讀、高祖眞實傳、高祖一代圖繪等數へ切れないはと前々  
著書がふいふのでお談を致すも便利なれど、什祖の傳記と  
しましては材良が頗るありかねますので、このところ餘は  
ど苦心する次第で、とても完全な譯には参りかねますが、何  
や彼や諸書を参照しまして講述致します、右様の次第であり  
ますれば不肖の骨の折ます割合には讀榮もふいふますまいなれ  
ど、その邊お含みを願つて置ます、尙ほ讀者諸君のうちに此  
講述の爲め参考になるべき材良がございますなれば、御拜借  
なり御注意なりして頂きたいのであります

日蓮大聖人

受持關田師旅行に付本月に限り休載

秋の詩

教文會員某詠

草

姉ちゃんこれーなんていふの？  
わたいの花好なのよ！  
君ちゃんあなた知らないの？

桔梗の花ていふんだよ！

やさしいことね萩もすき！

女郎花姉ちゃんあまた好？

ネーねすきなのをさかしてど、

問へど姉さまかぶり振る。

オヤ姉ちゃんはさらいなの、

云へと姉さまかぶりふる。

アラどちらなのおしるてど、

袂に妹のまつわるに。

姉は何ども云はずして、

にわか顔とうつぶしぬ。

いふかしさげに妹の、

のどけば露の一滴。

虫

小虫よあなたはなせ泣くの

あんまりうんなに泣ますど

咽喉がいたくはないかひな

小さい聲がかけますよ

それはどかなしいことあるに

なせに言をば云はないの

あたしにソツトさかしてな

おかしがほしくば買ひましょか

みるくがほしくば買ひましょか

衣類をさる氣かこさるてあげよ

オヤなせうんなにたせげるの

あたしはこわくないことよ

母はうしろにのぞき見て

花ちゃん何を獨ごつ

いはれし其處の小娘は

はづかしううに莞爾つゝ

彼方の居間にてけて行く

慈愛の母は小笑して

オヤなせうんなに喫驚の

あたしはこわくないことよ

盛岡通信

顯正會員報

編輯局各位 久敷東北の教況御通知を察り候内、早や開宗六百五十  
一年も既に半ばを過ぎ候、晴涼く秋の夕、燈火を友に信徳の宅を願次  
布敷政事も亦一筆ひこ被存候、統一誌壹百冊に加ふるに壹を重ねられた  
る事の喜はしき、昔は宗祖日蓮上人如來の滅後二千二百一年に當る建長  
第五年の立宗を去る六百五十一年に、統一誌の百一號を發刊せらる何の

好因縁乎、天は一を以て清く、地は一を得て寧く、王公は一を遇て天下を治め、吾大型世界は一佛乘を以て一大事因縁を説き、一團浮遊の一切衆生を化益し玉ふ事なと思合され、一の數實に塔中別付に契當せる事、歡喜の源押へ離く候、益々筆硯所々に統一の機運を速くならしむる機新上候、吾願正會も或感情の衝突より、信徒一部の反抗を蒙り、爲めに全然寺院と關係を絶らしより、干拉一層霜會員一同の大勇猛心熱心經營の結果盛岡市新設町四十四番地に布教事務所を設置致し候、生等常に憤慨しつゝある宗風不振は其布教方法余り目的なる確に、其一病深なることを自覺したるを以て、茲に將來望多き少年教育の必要を感じ、先づ事務所を講堂として専門講師を聘し、宗教的私立小學校を開校仕候、目下生徒總數四十余名に達し、尋常科三年以上高等小學三年迄の生徒にして重く他教門徒の子弟に有之、教授時間は夜間にして日曜のみ晝間に教授仕居候、教授科目は日本地理、歴史、數學、作文、習字の五科を本科とし、表面的理科(實質的本科)には宗門史、教理一班、宗門音樂に有之候、殊に宗門音樂の期成を計る爲め、大風琴を購入し、唱歌の教授をなす事彼の基教の讚美歌にも似て大に少年學生間の同情を得申候、教授の始終には必ず生徒一同合掌御本尊前に整列せしめ、禮拜唱題後に宗歌を歌はしむるとも正規と定め申候、此間も眞宗の某居士當會に參觀し、此生徒の信仰的態度には冷んと感服致され、生等も喜び勇んで道念を強め候、此勢にて數年を経過するなれば難ひ老人相手に難法を云々し、學生を相手に哲學科を喋々するより、唯かに將來望多き聖事と期に喜び且つ努力能は在候、去る十二日は當道場にて龍口法難會を嚴修し、會するもの七十余名法要終りて隨方演説、加ふるに本會生徒の作文、習字、數十點委員會の展覽に供し、大に贊同を得候、殊に同聖日に當地の或禪僧生等、運動の余りに聖的にして且つ摸範的なるを稱し、隨喜會し一席觀風の説を述へられたるあり、聊か生等も感服を聞くに價ひありと自覺仕居候、目今本會は各聖日に歌ふ可き唱歌編纂中に有之候も、只今出来上り居るの左に御紹介且つ御斧正を乞ふ積りに御坐候御筆、

◎宗歌第一  
吾等の尊むる妙法は天地自然の眞理なり

諸佛菩薩の師範にて一切衆生の本主なり

に 調 2/4

|         |         |         |       |         |         |
|---------|---------|---------|-------|---------|---------|
| 2-2-2-1 | 2-2-3-3 | 5-5-6-5 | 3-0   | 3-3-5-5 | 6-6-5-3 |
| ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ  | ワレワレ    | ワレワレ    |
| 2-2-2-2 | 2-0     | 6-6-7-7 | 5-3-5 | 6-6-5-3 | 6-0     |
| ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ  | ワレワレ    | ワレワレ    |
| 7-7-6   | 5-5-3-5 | 6-6-5-3 | 2-0   |         |         |
| ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ  |         |         |

◎宗歌第二  
立渡る身の浮き雲もはれぬべし絶ぬ御法の鷲の山風  
葦の葉の形は舟に似たれども難波の人を得くろ後さね

に 調 2/4

|         |         |       |           |         |         |
|---------|---------|-------|-----------|---------|---------|
| 2-2-1-2 | 3-3-5-6 | 6-6-3 | 1-1-2-1-6 | 1-1-2-2 | 3-3-3-1 |
| ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ  | ワレワレ      | ワレワレ    | ワレワレ    |
| 6-1-6   | 5-3-3   | 2-1-1 | 2-0       |         |         |
| ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ  | ワレワレ      |         |         |

◎七月十六日安國論建白記念會の歌  
一 眞暗に暮れし八菴に  
法の炬のともされて  
輝き直る天地や  
國安らかに明渡る  
一 植生の宿のわつらも  
つゝれの衣の恐しみも

御法の風に拂はれて  
世は喜びの雲降りぬ  
一 あゝ千萬の後までも  
正しき道を照されて  
野に迷ひぬる旅人の  
暗き心も晴すらん

に 調 2/4

|         |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 5-5-1-2 | 3-3-3-3 | 5-5-3-1 | 2-0     | 5-5-6-6 | 3-3-2-3 |
| ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    |
| 5-5-3-2 | 5-0     | 1-2-3-3 | 2-2-5-5 | 3-3-2-1 | 2-0     |
| ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    |
| 6-6-5-5 | 3-3-1-1 | 2-2-3-2 | 1-0     |         |         |
| ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    |         |         |

◎九月十二日龍口法難會の歌  
一 空打つ波の猛るども  
地を裂く嵐荒るゝども  
佛の御言捧げたる  
祖の御前には物ならじ

尊としや  
一 沃劍碎け飛び散りぬ  
天魔も暗に逃げ去りぬ  
法の光は千萬の

世にくまもなく輝けり  
仰けよや  
一 あゝ龍口の朝風や  
うらゝに登る日の光に  
佛の恵み溢れきて  
波も嚴整にことほかん  
歌くよや

に 調 2/4

|         |         |         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1-2-1-3 | 5-5-5-5 | 6-5-6-1 | 5-0     | 6-6-1-1 | 2-1-6-0 |
| ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    |
| 5-6-5-3 | 5-0     | 5-3-2-3 | 5-3-2-3 | 5-5-6-1 | 5-0     |
| ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    |
| 6-6-1-1 | 3-3-5-5 | 6-5-3-2 | 1-0     | 1-6-5   | 1-0     |
| ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    | ワレワレ    |

◎十月十日佐渡法難會の歌  
一 大浪荒る海のあなた  
花も稀なる佐渡がしまに  
御法のために罪をば受て  
渡り玉へし吾祖や仰げ  
一 福田はあれて民は苦しむ  
照る日もくもる末世のきりを  
露し玉はん御法を垂れし



りて又は人家の軒端市街の中央などに於て平氣の平左で便通の用を足して其近傍住人又は通行人の惡嗅に襲はるゝことをも顧ず又甚しきは市中に於て我家屋内の不潔物を屋外に持出して道路に放棄散布すると云ふ様有様であるから其不潔などは既に一般に認められてあるとて、此等は矢張り公德を知らぬから起るとでありませぬ。元來公德と云ふとは其實行すべき條件は大小澤山ありませぬ。大小共に公德を知らざる人民のみの集合したる國家は内政外交共に振ふべき筈がないので、實例は支那の老大國及び朝鮮國が適面でありませぬ。支那及朝鮮が如此哀れな有様となつたのは其原因は儒道の後が公德に重きを置かれてないからとて、そこで前申通り儒道の教は公德を御構ひなしと云ふのでありませぬ、かように申せば、其道の人は理屈を併べて議論を持來るかは知りませぬが前申す通り論より証據があるので、すから机上の空文は役に立ちませぬ、そこで我日本は昔其儒道の教が其儘傳來し來つて一般の國民は皆其風に半化せられたるのであるから御一新以前の有様を見て御覽なさい誠に公德なき申様などは多數の人々の腦頭に無かつたことで耻かしい有様であつたなれども明治の代となりて其公德を實地的に教ゆるために警察權を利用して行政權を利用して司法權を使用して漸く今日の如き善い有様となつたので此事は皆様も素より實地御承知の事でありませぬ、此事を御考になれば蓋し思ひ半に過るだらうと存します、そこで、我佛敎はどうであるかと云ひませぬば、元來佛敎は三千大千世界を大風呂敷に包んだ様な教え方でありませぬ、勿論公德と云ふとを土臺として説かれたもので、尤も世

徳説が廣く強く行はれてあるので、又日本に於ても佛敎傳來して以來其經文を読み其經文の實行し得る點を實行したる人々は誠に少數の人にして大多數の俗人は前に云ふ所の儒道の經本をのみ覺て之れを實行しあるの實況なるを以て佛敎の大公德を實行する人數が少くないだけ公徳が一般に重んぜられなかつたので、普通の人々は唯儒道の教の漢學のみを勉強した人が多いただけ、公徳の行はるゝ、領分が狭かつたのは事實で、漢學先生が怒つてもこれが事實實際の有様であつたのですから仕方がありません、所で支那及朝鮮も日本も同じ様に儒道の教と佛敎と同一様に教へられたのはあれども幸にも日本には日本の國粹と云ふものがあつて儒道と佛敎と神道との三つをこね合せた性質が出来て來て所謂日本魂と云ふ所の美事の心の花ができてあるのであります、そこで、此花を充分に開かせて馥郁たる香を世界に發表させるに付ては只從來の通りで打やつて居てはいけませんと云ふとは既に學者先生の論もあり又心ある人は皆知つて居る所でありませぬ、そこで其日本魂と云ふ花を立派に開かせ馥郁たる香を世界に匂はさすのは、どうすればよいかと云ひませぬば、只々國民一同に公德を重んじ實行するとが緊要であります、然らばどうすれば公德を重んじ實行すると出来るかと云ひませぬば前に申せし通りの次第ですから全然大公德を土臺とし根本として教ゆる所の佛敎に依るの外はありません、そこで其佛敎の中でも前に云ふた通り小乘經は只六道界の公德のみを説かれたもので公德の領分が狭いから小乘佛敎に依るとは出来ませぬ、又權大乘佛敎にも依るとが出来ませぬ、なせな

間的に云ふ所の公德の様に只公衆に對して其自由と權利とを侵害せぬと云ふだけのことではなくして其以上に公衆一般を苦惱より助け救ひ出すと云ふ所謂拔苦與樂を説かれたものでありませぬ、私は今これを稱して出世間的の公德と名付けたので又公德と名付ても差支なからうかと思ひます、従つて一個人間の連結方法も無論委しく教へられてあります、譬へば玉耶經に於ける善惡十種の婦人を説いた様なもので或人は此個人間の連結方法の教のみを聞いて佛敎の眞意を得たものであるかの様に誤解して居る人も澤山あるので、それらは着眼の點が低いから其以上は見ぬので尤も小乘經に於ては只六道の衆生に對する公德を教へ權大乘經に於ては十界の衆生に對する公德の例を教へ實大乘法華經に於ては十界圓滿具足の絶對的大公德を教示せられてあるので、耶蘇敎の様に人間斗りが助かると云ふ様な一社界の小公德を教へたものとは大に違ひます、それはさて置き、其公德を土臺としたる所の佛敎は御承知の通り千二百年程前に日本に傳來してあるもので、又支那へも二千年以前に印度より傳來し朝鮮へは支那から傳來してあるのですから、然らば何故日本及支那、朝鮮では其公德を實行し養成せられなかつたかと云へば支那及朝鮮では或地方に於ては三五百年間佛敎の隆盛を極めたとて或地方に於ては昔から今に至る迄佛敎を排斥して居る所もある位などで其上無憐無謀の執政者各面に出家して痛く佛敎を斥けたるとも度々あり云は、只佛敎の儀式を儀式的に存すると云ふても不可なき位な哀れな有様であるから、佛敎の大公德が實行されるなどは思ひもよらぬとて儒道敎の個人的道

れば權大乘佛敎は其名の如く權大乘即ち只、假の大乘經で所謂一時一機の方便のものであるから具休具用的のものでありませぬ、故に佛敎中でも唯々實大乘法華經に依らねばなりません、なせなれば此經は釋尊出世の御本懷を述べ玉ひし經で正直に方便を捨てて但、無上の道を説くと抑せられて御説きになつた經文で下は地獄界より上は佛界に至る迄十界の有情のもの非情のもの迄も總て此經文の大真理の妙作用に依つて助かると云ふ完全圓滿な御經文であるから此經に依れば一切の者皆助かると云ふ大々的の功德ある經文ですから従つて公德と云ふ方面から見ても他に比較のできぬ位な所謂絶對無限無上の大公德を實行したことになるのであります、かような演題を出し交したとて、苟も我國固有の日本魂と云ふ花を立派に咲かせ香を全世界に放たんと思ふ我國民は、どうしても一日も早く實大乘法華經に依つて根本的の大公德を實行せねばなりません、大公德を重んずべき佛敎國でありながら警察權や行政、司法權と利用せねば國民が公德を實行せぬなど、は誠になさげない事ではありませぬか、要するに前申した通りの理由から見ても私は此際我國民が速に進んで實大乘法華經に依り本門の大真理に入りて根本的の大公德を實行し、そして段々と大小輕重澤山の條件ある一般の公德を實行せられん事を希望致します、さすれば、吹風枝を鳴らさず雨十壤を碎かず、五穀豊穰、國家安泰、富貴自在となつて従つて國威宣揚、皇道繁榮、一天四海皆歸妙法の金言を實現する事と信じます、

統一團報

本誌初號よりの主要なる目録

(承前)

流通 源 乾 龍 日 乘  
敢て眞門當路者諸師に貫す 田 口 榮 吉  
佛 城 漫 筆 佛 城 忍 士  
歐 摩 の 本 領  
奥門秘書百六箇條 妙 顯 寺 日 雄  
法華宗初心得意抄 今 成 乾 隨  
巡 教 閉 話 小 井 村 物 也  
信心の初歩 小 川 松 泉  
安井息軒が妄言を駁す  
眞言亡國法論述記 佛 の お し へ  
佛 の お し へ 海 上 風 平  
佛 國 定 立 に 關 する 本 國 の 主 義 方 針  
法華宗の信心 木 多 日 生  
不 惜 身 命 藤 崎 通 明  
眞門の教義に就て 藤 法 居 士  
三十一年の新年 國 の 爲 め 法 の 爲 め 各 宗 の 名 僧 に 警 告 す  
奉立正安國論議(擬上奏文)  
眞言亡國の問答に就て 本 多 日 生  
各派の志士に忠告す 窪 田 利 兵 衛  
本 尊  
雄大敵大陣既破之教令

信の内包と開破 本 立 院 日 誓  
何ものかはれ第一の實なりや 森 川 寛 行  
寛容主義と度量  
奥門秘書五人所破抄  
興立佛法の本義  
佛祖の本意を尊び信仰の統一を計るべき事 本 多 日 生  
我死せざる由を聞かしむ 小 林 日 至  
捨 邪 歸 正 論 本 多 日 生  
行淺功深の事  
佛敎論理説と出世本懐論  
本家信徒の具足説を誤解せしより出づる警告  
法華取要抄を讀む 清 澤 貞 雄  
故了義智公漫筆 上 田 不 新  
日本主義國敎論者を忌論す 清 潮 貞 雄  
格言事件と各宗協會  
ハルトマンの將來の宗教  
信佛敎の本義 窪 田 孤 榮  
日蓮の本面目 石 井 光 躬  
佛敎界折伏の聲を高ふべき時 本 立 院 日 誓  
唯 我 獨 尊 窪 田 孤 榮  
各宗協會の瓦解を吊ふ  
日蓮魂の真相 上 田 不 新  
佛敎は多神敎か 石 井 光 躬  
信敎自由と諸宗折伏 今 成 乾 隨  
爲すあるの人爲さる能はざるの人 清 潮 貞 雄  
山 陰 雜 錄 了 義 日 蓮  
日蓮の宗教日本の佛法 本 多 日 生  
各宗協會の瓦解を吊ひ佛敎統一の活案に及本

雙生の心得 本 立 院 日 誓  
佛敎徒の一新事業 石 井 光 躬  
聖日蓮の文學眼 松 尾 英 四 郎  
日蓮の國家的宗教 石 井 光 躬  
區々の争闘を去て風敎の確立を期せよ  
統一團の歴史を述べて本誌以後の紙面擴張を賀す 松 尾 英 四 郎  
蓮歩主義と保守主義 今 成 乾 隨  
評論統一の言 松 尾 忍 水  
月 の 庵 漫 筆 同  
現今の宗教問題に就て 同  
公立教法論究所 同  
宗教書と歴史書 同  
宗教家と詩人 放 蕪 田 無 絃  
日什上人傳記 小 林 日 至  
勤 信 訓 蒙 小 林 日 至  
病 中 の 感 濟 水 深 山 至  
顯本法華宗の資格 窪 田 純 榮  
本宗敎徒の化導 本 立 院 日 誓  
愛 國 の 天 鎮 本 多 日 生  
新 年 所 感 窪 田 純 榮  
別動請に關する實踐に答ふ 小 林 日 至  
神社に關する特別官衙設置の建議に就て 松 尾 英 四 郎  
如説修行抄に換發せられたる折伏の元氣 上 田 不 新  
宗門公稱に感あり 松 尾 英 四 郎  
女人成佛の難易 本 立 院 日 誓  
顯本法華宗名公稱評集  
愚哉統一の指針に或ふ事  
宗教文學の發生を促す 上 田 不 新  
聖日蓮の文學(ふたたび) 松 尾 英 四 郎

本宗敎徒に對する駁議の頭編 本 立 院 日 誓  
釋尊の降誕會に就て  
信仰の危機 窪 田 孤 榮  
吾人の覺悟 上 田 不 新  
聖日蓮の眞面目 松 尾 英 四 郎  
種々御極御書外評 松 尾 忍 水  
花を見て見る人に 鈴 木 文 寧  
基督教徒の煩悶 窪 田 純 榮  
佛敎教化力の衰耗 本 多 日 生  
人の人にも道 佛 子 日 生  
佛法僧と衆生 上 田 不 新  
かたし讀んで 石 井 光 躬  
駁問松尾英四郎君の法難 萩 原 天 啓  
成佛を望む人に訓 萩 原 天 啓  
此終極時讀誦法華の筆戦を讀みて 萩 原 天 啓  
智力を欠ける眼從智力を欠ける反對 萩 原 天 啓  
精神教育を法華經に求めよ 萩 原 天 啓  
清 澄 山 の 曙 窪 田 純 榮  
布敎傳道の二方面 上 田 不 新  
各宗と日宗の衝突に就て 松 尾 英 四 郎  
青 村 燕 語 山 根 青 村  
念 佛 宗 非 義 山 田 榮 藏  
(未完、次號續載)

美作の教報

小林大僧正は明石の講習會結了後一旬岡山に去る二日我が津山へ御巡錫あり然るに彼の負ふた子に髪なぶらるゝあつさ哉

如春



誠なる僧俗一堂に相集りて夏期講習會開講式典を開かる爲  
法之慶事矣是より大ならんや旬日の講話短かしと雖佛天  
の加護會員の熱誠其裨益する所大なるべし生等幸に此式典  
に列することを得鳴呼喜ばしきかな一言以て祝辭とす  
明治參拾六年八月拾壹日 村上 保

祝辭

礎風清き、明石の浦邊。諸佛善神の守護し給る。壽量の峯  
に。異体同心の人々集ひて。夏季講習會講義初のほぎを  
上げらる。十日あまりの短き日に。深き御法の山究めんこ  
と。をろかしき身には。木の上にていをわさることをばつ  
かなげのさわみなれど。朝に夕に尊き。聖の御教を聞き。  
正し人らの誠にさうわれて。罪深き身も惠の御光にさらさ  
れ。鷲の御山のふもとにたどりつゝ。慈悲の衲衣の袖かけ  
にをははれんか。あなうれし。あまよろこばし。

明治みろあまらむとせながつき十日あまら一にち

村上 禮子

日洋宗第一學區中楨林生諸君の敬に就て

本月三日附と以て池上中楨林生一同の名に於て我團へも飛撒  
せらるゝ所あり尙ほ筆を執つて評せよとの事なり其「度んで  
志士仁人に據す」を讀んでをゝる同情に堪へざるものあり果  
して傲文の如しとすれば甚お氣の毒の事は存すれども斯る  
事には行違の事等はマ、ある習にて又血氣にはやりてあたら  
有爲の時代を誤ることも多し願くば誤解なく無理なく相方圓  
満にならんことを希望す。  
殊に祈る同宗先輩方の人馬耳東風然となさで圓滿なる結  
了に盡力されんことなり。

顯本之光

左は在伯耆伊蘇憲洪師のわざ／＼際寫して本誌へ寄送  
せられし所なり本團は深く同師の厚意を謝す

本勝迹劣假名書

常樂院日經述

度々預書札一候仍次第々々ニ後世一大事成間法華經ノ内ニ一  
致勝劣トテ二筋分レ候ヲ被レ聞度由御望候今ハ餘宗ヲ對治ス  
ル時ナレバ和睦ニ候得共後生ヲ大事ニ心ガクル者彌々知リ分  
ク可キ事ニテ候夫レ勝劣ノ名言ハ諸御書ニ有リ一致ノ名言ハ  
無ニ諸御書一扱一切ニ波リ勝劣ノワキマヘアリ刀ハ百腰千腰ア  
リトモ劣勝ヲ見ハケ勝テ切ル、刀ヲ用事ハ世ノ習ニ候武士  
ヲ大勢カ、ユル中ニモ勝テ功アル者ヲ賞スルハ主人ノ目キ、  
ト申レ可ニヤ金銀珠玉茶ノ湯ノ道具元ヨリ諸藝ノ勝劣ヲ辨ヘ  
ソレソレニアツカウヲ名人ノ所行ト申候ハンニヤ佛法尤モ  
然也就中天台法華宗ト日蓮法華宗ト申二宗候天台大師ハ時不  
レ到佛付賜ナケレバ本迹一致ノ行也日蓮聖人ハ上行菩薩ノ  
再渡トシテ佛ノ大事ノ秘藏ヲ付賜シ給フ故ニ日蓮法華宗ヲバ  
勝劣宗ト申候依レ之當宗ノ一致成ルヲバ天台ノ袋カツヤト申

顯本宗務廳布達

宗内一般

告示第十六號  
寺院所有ノ山林ヲ處分スル場合ニハ凡テ地方ノ認可ヲ經ヘキ  
規定ニ有之明治三十二年法律第九十九號國有土地森林下戻法  
ニ依リ山林ノ下戻ヲ受ケタル際ニ於テモ地方廳ノ認可ヲ經テ  
處分スヘキハ勿論ノ義ニ有之候處該法ニ依リ下戻ヲ受ケタル  
寺院ニシテ其手續ヲ經テ處分スルモノ有之ヤニテ別紙宗  
甲第二三號ノ通り其取締方相違セラレ候ニ就テハ宗内寺院ニ  
シテ該法ニ依リ下戻ヲ受ケタルモノハ地方廳ノ認可ヲ經テ其  
處分ヲ爲スヘキ必ズ擅ニ其處分ヲ爲スヘカラス  
右告示候事  
明治三十六年九月一日 顯本法華宗宗務廳

宗甲第二三號

寺ニ於テ其所有山林ヲ處分スル場合ハ其土地タルト又ハ立  
本ノミナルト問ハズ其明治六年太政官布告第二百四十  
九號同九年教部省第三號達及同十二年七月本省達乙第三十  
九號訓書等ニ依リ豫メ地方廳ノ認可ヲ受ケキハ勿論ノ義  
ニ有之然ルニ明治三十二年法律第九十九號國有土地森林原  
野下戻法ニ依リ山林ノ下戻ヲ受ケタル寺ニシテ右地方廳認  
可ノ手續ヲ經テ擅ニ處分スルモノ有之哉ノ問有之如此ノ獨  
ルノ下戻法制定ノ精神ニ戻リテ寺永遠ノ利益ヲ損スル虞  
ルノ下戻法規定ノ規定ニ違反スルモノニシテ住職ノ職責  
上ニ問ヘ付シ難キ事ニ有之候其宗派内寺院住職ニ對シ心  
得違無之様嚴重注意ヲ加ヘ且ツ如上ノ行爲アルモノニ對シ  
テハ相當處分可相成命ニ依リ此段申進候也  
明治三十六年八月二十日 内務省宗教局長 斯波淳六郎

顯本法華宗管長事務取扱本多日生殿

傳候當宗ナラバ日蓮聖人ノ御書次第ニ信力ヲ可レ取事ニ候  
治病抄云々法華經又二經アリ所謂迹門ト本門トナリ本迹ノ相  
違ハ水火天地ノ遠目也トテ又云ク今本門ト迹門トハ教主スデ  
ニ久始ノカワリメ百歳ノヲキナト十歳ノ幼子ノ如シ弟子又水  
火也 土ノ前後イウバカリナシナホ本迹ヲ混合スレバ水火ヲ  
辨セザル者也又云ク小乘權大乘 迹門ノ人々設ヒ科ナク凡  
彼々ノ法ニテハ驗有ベカラズ譬ハ春ノ藥ハ秋ノ藥トナラ  
ズト云ヘリ  
一致衆フシンシテ云ク何トテ一致方ニ能學問者亦ハ伽闍ナド  
モテ爾衆左様ノ事ヲモ不レ知カ勝劣ニナラザルヤ答云ク二ノ  
會通アリ念佛真言等ノ中ニ能智者アリ諸宗無得道ノ經文アル  
ニ何トテ法華宗ニナラザルヤ又昔ヨリ一致トナリ天台眞言ト  
名乘リ寺ヲ帶ビ寺領ヲトリ今改 バエコヲウシナフカ故也一  
致ノ云々祖書ニ其義アリヤ如何答云ク治病抄云ク小 乘權大乘  
法花經ノ迹門ノ人々或ハ大小權實ニ迷ヘル上へ上代國主彼々  
ノ經々ニ付テ寺ヲ立テ田島ヲ寄進セル故ニ彼ノ法ヲ可セバ申  
延ガタキ上へ依據スデニ失フカノ故ニ大願起テ起ハ或ハ實經  
ヲ論スルナリ一致學匠ノ云々本門ト云ハ佛ノ命ノ長キ事斗リ  
迹門ハ命ノ久シキ事トカズ斗ニテ法門ノ證ノ本體ハ一致ナ  
リ如何答云ク汝師對隨地獄ナリ治病抄云ク一念二千ノ觀法  
ニ有ニ一ニハ理ニ一ニハ事也天台傳教等ノ御時ハ理也今ノ時  
ハ事也觀念既ニ勝ル、故ニ大難又色増ル彼ハ迹門ノ一念三千



○主筆病氣等の爲め久しく休載せし勸信要義は來月の本誌より再び連載さるへし

○常樂院日經上人の本勝迹劣假名書は次號にて完結すべく、更めて諸方より續々集り來りし先師先哲の未見の文書を紹介すべし

○尙ほ本宗有名なる著作を附録として添付せんかどの計畫を爲せり久しからずして多分其事あるを見ん

○此ほか團に於て種々計畫せること多し今後の本誌は讀者諸君の爲め樂み多く且つ有益なる紙面とはなれり



六社同盟購讀料滞納者處分法

雜誌購讀料を滞納し遂に其支拂を果さざるものは各社互に其姓名及事由を通告し其甚しきものは之を同盟各紙上に掲示することあるべし

明治卅五年八月二日伊豆伊東に於て之を決議す

日宗新報 教友雜誌 妙 宗  
北友雜誌 日本之柱 統 一

廣告

予が從來交誼をかたじけなく  
ふせる諸兄よ告ぐ

一小生近來病氣勝にて加ふるに俗務多忙  
その餘假には少々取調べもの致居り  
ツイく親交諸君へも御通信等なほさ  
りに相成誠に申譯無之次第に候へども  
前陳の次第故御宥恕を乞ふ尙ほ小生の  
私信に就ては暫くは此後とても思ひな  
がら延引申上候様の事可有之何れども  
悪からず御見のがしのはと願上候頓首  
九月十五日

松尾英四郎

千葉監獄教誨師 能仁 諦明

拙僧儀今回棺前教海之件に付紛擾起り九月七日教誨師  
辭職仕候當分の内千葉新町に滞在仕候條此段辱知諸君  
に報告す

千葉新町千二百十一番地

能仁 諦明

本誌代金引下げに付

一本誌一ヶ月金八錢の處近來讀者漸く増加し來り候に付此際を期し雜誌布教の本志に基き販路の大擴張を計る爲め本月より唯の

實費一ヶ月代金六錢に引下たり諸君益々愛讀の榮を

賜はらんことを祈り候

但し從來の八錢の計算にて御拂込の分は本月より引下げ代金に計算可致候

一本誌の代金はたゞの實費六錢に引下げ候に就ては讀者諸君は向後代金を必ず前金に御送付願上候

一本誌は此際諸君の賛助により擴張致度候間、若し施本又は團體等に御買入被下分に限り相談の上割引可致候

九月

統一團

**團告**

(毎月補助金に付)

本誌全國各停車場待合室備付に對し其舉を賛し毎月補助金を  
申込まれし奇特家は左の如し

岡山市 久城茂太郎殿  
姫路市 中村福七殿  
東中市 中藤金太郎殿  
神戶市 齋藤金太郎殿  
吳市 木島良太郎殿  
品川市 篤信會幹事殿  
岡山市 篤信會幹事殿

千葉縣内左の各區本誌購讀料集金の義今般左  
の各師へ依嘱候間何卒諸師の内へ御拂込被下  
度願上候也

第三教區 長生郡押日來光寺 山田日廣師  
第四教區 全郡澁谷行光寺 前田日應師  
第五教區 山武郡清名幸谷東光寺 草切榮玉師  
第六教區 全郡御門妙善寺 飛山日甫師  
第七教區 他教區は追て依嘱人名報告可致候

明治三十六年三月 統一團

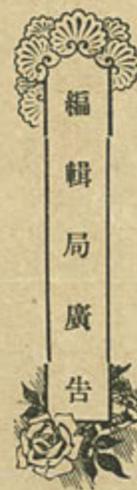


**投稿に就て**

○本誌の投稿は必ず二十七字詰にて正格に御書きを願候  
然らずんば誤字誤植の多き道理に候  
○御投稿のものは完結ものに願候長編ものと雖總べて完  
結一纏めの上御送付下被度し

○次號よりは其月四日までに當團者御送付なきものは本  
誌發行日を遅くれしむるのをうれあるを以て次の月の  
本誌へ廻し候、かくては記事掲載に付き時期を失すべ  
く不都合と察しられ候へば必ず其月の四日迄に本團  
者のやう吳々も御頼み申置候  
○統一團報に掲ぐべき各地の報告は要領を得易く御通  
知を乞ふ

○先師先徳の著書消息等御送付を乞ふ



**編輯局廣告**

岡 山 柿屋本  
服 商 吳 店  
主 店 城 久 主 店  
太 茂 城 久 主 店  
郎 太 茂 城 久 主 店  
(番 〇 六 二 話 電)

柿屋店  
洋團  
傘  
(岡山市上之町)

柿屋太物店  
(電話二六〇番)  
(岡山市上之町)

柿屋南店  
吳卸  
(電話二五五番)  
(岡山市上之町)

柿屋北店  
吳卸  
(岡山市車町筋)

柿屋鼈甲店  
(電話一五八番)  
(岡山市中之町)

**御**

**雛**

附ぞく小道具

**人**

**形**

**東**

**者**

**人**

**形**

御注文に依り調製致候

東京日本橋通り十軒店

久月本店

中原福藏

(電話本局二千三百八十二番)

# 統一

目 要 號 二 百 第

- 道德と信仰の調和(承前)……………今成乾隨  
▲久成佛の大慈悲……………某 度 寓
- 思連記……………故日達上人  
▲品行に付問答。不動なる品性……………
- 日蓮大聖人(第十一回)……………關田養叔  
▲基督教徒の書翰。清水梁山氏曰……………
- 日什大正師傅、第一回……………松尾忍水  
▲五字のうた……………老 甫 生
- 教文會舊八月の詩……………忍 水  
▲窮衝の塵……………鴨流舍主人
- 壽量の文底……………内藤智厚  
▲本誌初號よりの主要なる目録……………
- 本勝迹劣假名書……………故日經上人  
▲祝「統一」二百號等……………
- 椽側物語……………有若無若

佛旗六金色調進所 六金色價表  
御寺院御幕 唐縮緬製

|        |      |      |     |       |
|--------|------|------|-----|-------|
| 種形別並品製 | 上品製  | 新友仙  | 本友仙 | 染抜    |
| 在家用    | 廿二錢  | 廿八錢  | 卅五錢 | 五十五錢  |
| 寺院用    | 四十三錢 | 五十錢  | 〇   | 一圓三十錢 |
| 同極大    | 七十五錢 | 八十八錢 | 〇   | 二圓二十錢 |

右外別大特大最大數種●國旗本友仙染抜四十五錢  
御寺院用御幕●唐縮緬紫幕●天竺木綿及五郎丸白幕  
京都市油小路魚棚南 吳服商 高橋正意  
御本山御用調進所 (電話千二百八十七番)

團 告

一金壹圓也  
東京市牛込原町久成寺住職 田井 日晃殿  
一金貳圓五十錢  
東京市淺草區榮久町十番地 涌井吉太郎殿  
右本誌基本金の中へ御寄附相成正に領収候也  
八月二十五日 統一團

御 斷 り

本月も發行遅延次號からは屹度定期に發行します  
卅六年九月 統一編輯部

一本誌代金不納の諸君は至急御送金ヲ乞  
一雜誌交換 寄稿 共移轉先へ願升

一本誌は毎月一回十五日を以て發行期日とす  
一本誌は一冊六錢、十二冊前金六十五錢、郵券代用は一割増但五厘切手を真とす

一請讀申込の節は住所姓名を階書にて認めらるべし  
一爲替局は淺草區北松山町として御振り込の事  
一本誌は別に領收書を發せし但し領收證を要する向は返信料を封入するべし  
一爲替振込の節拂渡通知料貳錢を振出郵便局へ納付すべし  
一廣告料は五號活字廿七字詰每一行八錢なり

明治卅六年九月廿五日印刷發行

發行人 井村 恂也  
編輯人 山根 顯道  
印刷所 鈴木 暉學  
北澤活版所

東京市淺草區南松山町四十五番地  
統一團

全三十二年十月十五日發行統一第百二號 每月一圓十五日